

道路復旧共同施工協議書〔水道工事指定事業者施工用〕

下記の道路占用工事について、道路管理者の指示に従い、以下のとおり共同で道路復旧を行う。

—
No.

1	工 事 場 所	区	町	丁目	番	号
2	工 事 申 込 者					
3	工 事 の 目 的	水道	下水	ガスの競合する道路復旧工事		
4	協 議 事 項					
	(1) 協議成立日	令和	年	月	日	
	(2) 協 議 者					
	a. 第一協議者					
	工事担当者	TEL	印			
	・道路舗装費用負担者					
	住 所					
	氏 名	TEL	印			
	b. 第二協議者					
	工事担当者	TEL	印			
	・道路舗装費用負担者					
	住 所					
	氏 名	TEL	印			
	c. 第三協議者					
	工事担当者	TEL	印			
	・本復旧及び復旧費請求業者名					
	担当者	TEL	印			
	(3) 水道局施行承認済確認					
	施行承認年月日	令和	年	月	日	
	所管		担当者 印			
			TEL			
	(4) 道路舗装施工者 第 協議者が施工する。					
	(5) 道路舗装費用の分担は掘削面積比とする。なお、その他の費用(カッター・白線文字等)については発生原因者が負担する。					
	(6) 工事期間					
	水道	令和	年	月	日	先行 後行
	下水	令和	年	月	日	先行 後行
	ガス	令和	年	月	日	先行 後行
	(7) 工事掘削箇所の管理					
	工事施工者は、舗装完了日まで共同で管理する。					

- 5 その他
- (1) 工事後行者は工事完了後、速やかに道路舗装施工者へ連絡する。
 - (2) 道路舗装費用負担者は、道路舗装費用の請求書を受領した日から1ヶ月以内に支払うものとする。
 - (3) 4の協議事項内容に変更が生じた場合は、関係協議者と協議するものとする。
 - (4) 掘削場所の変更または工事が取消になった場合は、関係協議者へ連絡し、本協議書の内容を解消する(但し、掘削場所の変更で、本復旧の要望がある場合は、別途協議する)。
 - (5) 本協議書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、双方とも誠意をもって協議するものとする。
 - (6) 道路舗装費用の支払いをはじめ、本協議事項に従わなかった場合は、以降の協議を差し控えることができるものとする。

施工箇所・平面図			
水道管(ガス管等)引込位置は、隣家の地境からの寸法も記入する。			
工事担当者		工事完了月日	

連絡事項

以上協議内容を確認の上、協議成立の証として各自記名捺印の上、各一通ずつ保管する。